

議案第 41 号

石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、令和6年度に本市消防本部が実施したハラスメントに関するアンケート調査に関し、パワーハラスメントの実態究明、該当性の判断及び今後における再発防止への取り組み等の提言を行うことを目的に、石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) ハラスメントに関するアンケート調査に係る関係者へのヒアリングや事実認定に関すること。
- (2) 事実認定に基づくパワーハラスメント行為の該当性に関すること。
- (3) 前2号の結果に基づく再発防止策の提言に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 産業医
- (3) 臨床心理士
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則、非公開とする。

5 委員長は、その所掌事務の遂行上必要があるときは、関係者に対し、資料の提供又は出席を求め、説明又は報告をさせることができる。

(報告)

第7条 委員会の委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて市長に報告する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員が、その職務に従事したときは、石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年石垣市条例第70号）の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 報酬

ア 弁護士 日額 20,000 円

イ その他の委員 日額 15,000 円

(2) 費用弁償 石垣市職員の旅費に関する条例（昭和57年石垣市条例第18号）第10条第2号に規定する2等級職員の旅費の例による。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条の規定に基づき、市長に答申した日をもって、その効力を失う。

令和7年6月9日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

本市消防本部が実施したハラスメントに関するアンケート調査に関し、実態究明、該当性の判断及び再発防止への取り組み等の提言を行うことを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会を設置するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。